

遠賀町企業誘致条例

(目的)

第1条 この条例は、町内に事業所を設置する企業等に対し、奨励措置を講じることにより、企業誘致の促進を図り、もって産業の振興及び雇用機会の拡大に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 営利を目的として事業を行う法人又は個人をいう。
- (2) 事業所 事業者がその事業の用に直接供するために設置する事務所、工場、研究所等の施設をいう。
- (3) 新設 町内に事業所を有しない事業者が、町内に新たに事業所を設置すること又は町内に事業所を有する事業者が、現に行っている事業と異なる事業を行うための事業所を町内の他の場所に設置することをいう。
- (4) 増設 町内に事業所を有する事業者が、既存の事業所を拡張し、又は現に行っている事業と同一の事業を行うための事業所を町内の他の場所に設置することをいう。
- (5) 移設 町内に事業所を有する事業者が、既存の事業所を廃止し、新たに町内の他の場所に事業所を設置することをいう。
- (6) 新設等 町内における事業所の新設、増設又は移設をいう。
- (7) 投下資本総額 事業者が新設等に伴い、土地、家屋及び償却資産（以下「固定資産」という。）を新たに取得するために要した費用の総額（土地については、新設等に係る事業を操業した日（以下「操業日」という。）の前3年以内に取得したものに限る。）をいう。
- (8) 常時雇用従業員 事業者が自己の事業に直接関わる業務を行うために雇用する者であって、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者であるものをいう。

(便宜の供与)

第3条 町長は、新設等を行う事業者に対して、次に掲げる便宜の供与を行うことができる。

- (1) 用地のあっせんに関すること。
- (2) 用地又は公共関連施設の整備に関すること。
- (3) その他町長が必要と認めること。

(奨励措置)

第4条 町長は、新設等を行う事業者に対して、次に掲げる奨励措置を行うこ

とができる。

- (1) 固定資産税の課税免除 新設等に係る固定資産に対して課税する固定資産税について、遠賀町税条例（昭和31年条例第1号）の規定にかかわらず、操業日の属する年度の翌年度（操業日が1月2日から3月31日までの場合は、翌々年度）以後5年度分に限り100分の50を課税免除とする。
- (2) 雇用促進奨励金の交付 常時雇用従業員で町内に住所を有する者のうち、新設等に伴い、事業所における操業日前6月から操業日後6月までに新規に雇用された従業員が、操業日から起算して1年を経過した日において、引き続き町内に住所を有し、かつ、継続して雇用されている場合、交付要件に該当する者の数に20万円を乗じて得た額を予算の範囲内において交付する。ただし、交付は1回限りとし、200万円を限度とする。
- (3) 従業員転入奨励金の交付 既正規雇用従業員で町外に住所を有する者のうち、新設等に伴い、事業所における操業日後6月までに町内へ転入した従業員が、1年間継続して町内に住所を有し、かつ、継続して雇用されている場合、交付要件に該当する者の数に20万円を乗じて得た額を予算の範囲内において交付する。ただし、交付は1回限りとし、200万円を限度とする。
(奨励措置の要件)

第5条 前条の奨励措置の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 規則で定める業種であること。
- (2) 投下資本総額が2,700万円以上であること。
- (3) 常時雇用従業員が3人以上であること。
- (4) 町税、本町に関する使用料等を滞納していないこと。
- (5) 重大な法令違反がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
(認定)

第6条 第4条の奨励措置を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより、町長の認定を受けなければならない。

2 町長は、前項の認定に必要な条件を付することができる。

(責務)

第7条 前条第1項の規定により認定を受けた事業者（以下「適用事業者」という。）が、新たに従業員を雇用しようとするときは、町内に住所を有する者

を雇用するよう努めなければならない。

2 適用事業者は、地域社会の一員として、地域に貢献するよう努めなければならない。

(変更)

第8条 適用事業者は、第6条第1項の認定を受ける際に申請した内容を変更しようとするときは、町長の承認を受けなければならない。

(承継)

第9条 相続、譲渡その他の事由により適用事業者の事業を承継した者は、当該適用事業者の認定に係る事業を継続する場合に限り、規則で定めるところにより、町長の承認を受けて、適用事業者の地位を承継することができる。

(廃止等)

第10条 適用事業者は、操業を休止し、又は廃止するときは、速やかに町長に届け出なければならない。

(取消し等)

第11条 町長は、適用事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消し、適用事業者に対し、課税免除した固定資産税を賦課し、又は既に交付した雇用促進奨励金及び従業員転入奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 第5条の奨励措置の要件を欠いたとき。

(2) 事業を休止若しくは廃止したとき、又はその状態にあるとき。

(3) 偽りその他不正の手段により、奨励措置を受け、又は受けようとしたとき。

(4) 社会的な信用を著しく損なう行為を行ったとき。

(報告等)

第12条 町長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、適用事業者に対し、報告を求め、書類を提出させ、又は実地調査を行うことができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(遠賀町工場誘致条例の廃止)

2 遠賀町工場誘致条例(平成5年条例第8号)は、廃止する。